

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年11月4日付けで行った法78条の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり述べて、本件処分が違法・不当である旨主張している。

最後の月は、声をかけられたら、いつも私は来所したりしていたのです。退職の経過報告もしていたはずです。通帳も記帳して、コピーもとられているのに、不実の申告であるとは。控除されることもなく、全額返金とは。もう少しこちらの隠す意図などないことや、体調などの状況を考慮して頂いても良いのではないかと思います。会社から黒いカーディガンとくつを用意してと言われ、なかったので買いました。数か月後、その費用も出ることを知り、ケースワーカーさんに申し出ましたが、「もう遅い。」と言われました。控除後の正当な金額の請求を求めます。

退職したことは、報告すみやかにしたはずですが、申告忘れの指摘は受けておりません。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 4月22日	諮問
令和4年 6月10日	審議（第67回第4部会）
令和4年 7月 8日	審議（第68回第4部会）
令和4年 8月24日	審議（第69回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 資料の提供等

法 29 条 1 項によれば、保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は 77 条若しくは 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。

(3) 届出の義務

法 61 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 費用徴収額決定

ア 法 78 条 1 項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。とされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日付社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の 3 によれば、法 78 条を適用する際の基準として、「保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又

は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」を掲げ、当該基準に該当すると判断される場合は、法78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこととされている。

なお、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-1の答②にも、同様の記載がある。

ウ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）のIV・3・(1)によれば、法78条にいう「『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」ものと解されている。

エ 問答集問13-23の答(3)によれば、法78条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている。

また、問答集問13-25の答によれば、法78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきかについて、「法第78条に基づく費用の徴収

は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるというものではない。」とされている。

オ 問答集問13-2の答によれば、最低生活費の遡及変更について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべき」とされている。

カ 問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分について

これを本件についてみると、請求人は、保護開始後の平成27年6月8日（平成29年9月5日も同様）、担当者から、法61条により、生活保護受給中の収入については全て申告の義務があるなどの説明を受け、確認書に署名及び押印をしていること、働いて得た収入について、定期的に収入申告書を所長宛てに提出していることから、収入の届出義務については十分理解していたことが認められる。

しかし、請求人は、所長による課税調査で判明した本件収入について、収入の届出を行わず、担当者から未申告の給与収入がある旨の事実を指摘されるまで、保護費を過大に受給していたことが認められる。

そうすると、本件は、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」（上記1・(4)・イ）に該当するものと認められる。

そこで、処分庁は、本件収入について、法78条を適用して、徴収対象期間を「令和元年10月」とし、徴収対象期間の支給済保護費146,560円のうち、請求人が申告を行わなかった収入額36,000円に相当する保護費を徴収することとして、本件処分を行ったことが認められる。その際、処分庁は、請求人が十分反省しており、調査に協力的であったため、徴収する金額に対する加算は行わないと決定したことが認められる。

以上によれば、本件処分は上記1の法令等の規定に基づき、その解釈に則った適法なものといえることができ、違算等の事実も認められないから、これを違法又は不当なものといえることはできない。

- 3 請求人は、前記第3のとおり、請求人が収入を隠す意図などないこと、退職したことは速やかに報告したこと及び申告忘れの指摘は受けていないことなどを主張する。

しかしながら、保護開始時（平成27年）及び平成29年に、担当者から生活保護受給中の収入は全て申告の義務があるなどの説明を受け、それぞれ確認書に署名及び押印をしていること、さらに、請求人世帯が過去に法78条の適用を受けていたなどの経緯を踏まえると、請求人は、担当者から収入申告書の提出を促されなかったとしても、収入申告書の届出義務について十分理解していたことが認められ、本件処分が違法・不当であるとはいえないことは上記2に示したとおりであり、請求人の主張を認めることはできない。

また、請求人は、本件会社から用意するようと言われて買った黒いカーディガンと靴について、その費用が控除されなかったことに対し、違法・不当である旨主張しているものと解される。

しかし、法78条は不正受給額の返還について定めるもので（上記1・(4)・ア）、各種控除は適用されず、必要最小限の実費

を除き、全て徴収の対象とすべきとされる（同エ）。

黒いカーディガンと靴は、請求人が就労を開始した平成31年3月及び令和元年5月に購入されており、購入後3か月以上経過していることから、本件処分が対象とする令和元年9月分の収入を得るための必要最小限の実費とは認められない。

したがって、請求人の上記主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子